

前橋地方裁判所委員会（第18回）議事概要

1 日時 平成22年10月15日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

赤石あゆ子，新井啓允，飯野眞幸，大橋慶人，小川正持，北村幸雄，倉田恵美子，高橋勉，中屋利洋（説明者），西口元，宮崎かおる

（説明者）

群馬弁護士会鈴木克昌弁護士，前橋地方裁判所判事倉澤千巖

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長宇留川千秋，民事首席書記官猪浦隆之，刑事首席書記官久川三紀夫，事務局次長若林大三，総務課長川上康，総務課課長補佐渡辺泰典

4 議事

意見交換等（テーマ「裁判員制度について」）

5 議事経過

- 「裁判員制度について」の意見交換に先立ち，前橋地方裁判所の倉澤千巖判事，前橋地方検察庁の中屋利洋委員，群馬弁護士会の鈴木克昌弁護士から，法曹三者の裁判員裁判の実施状況について，それぞれ説明があった。

（委員長）

法曹三者の実施状況を踏まえて，質問や意見があればお出しいただきたい。

（委員）

テレビや新聞を通しての感想だが，抽選で選ばれたということを前提にすると，非常に冷静で理知的で，しっかりした人が裁判員になっていることに驚いた。日本が高学歴社会になったなどの背景があるだろうが，レベルの高い裁判になっている。それが継続して，いい方向に働き，非常にいい方向に収れんされているという感触がある。制度開始以前のいくつもの心配事が，ふたを開けてみると問題ではなかった。時間が流れて，日本の社会に完全に定着して，いい司法社会になるのではないか。

（委員）

事件を題材にした大学生に対する授業の中で，裁判員制度と絡めて問題を投げかけると反応がとてもいい。社会的な関心が高くなってきている。大半の学生が，このような制度は必要だと言っている。裁判員経験者が記者会見に応じるのを見ることができ，どのような人が裁判をしたのかがわかるようになった。特に，若い学生がそのように感じているようで感心した。裁判員制度を参考にして，検察審査会の在り方を考えたらいいのではないかという意見もあった。諸外国と比べると出頭率が高いということで，事前に心配もあったが，頼むよと言われるとやってみようと思う日本人の国民の特性なのかなと，うまく流れているのかなと感じている。学校教育の中でも裁判員制度という良い制度がスタートしたとをもって周知してもいいのではないか。

（委員）

制度の開始前は定着するか心配していたが，アンケート結果等を見ると日本人の勤勉さ

がこの制度に合っているのかなと思ひ、良かったと感じている。裁判員の負担を考えると短い日程の方がいいが、短期間できちんとした判決が出せるのか不安なところはある。一方で、10日間以上かかる裁判は負担になってしまうのではないか。

(委員)

10日間拘束されるのは、サラリーマンでも自営業者でもかなり負担が重いとを感じる。連続してやるのか、1週間に三、四日を複数回やるのか、方針はあるのか。

(説明者)

実際、前橋地裁で行われる裁判の予定は、金曜日に選任手続を行い、翌週の月曜日から金曜日まで5日間連続で審理し、土日を挟んで、翌週の月曜日ころまで審理し、場合によっては火曜日の午前中まで審理を行い、3日半程度評議にあてて、金曜日の夕方判決をすするという計画になっている。つまり、連続しての10日間ということになる。

(委員)

連続開廷がいいと個人的には思っているが、連続して10日間出席できる人にはかなり制約があって、それができる人とできない人が出てきてしまう。そのあたり、選ばれた人の立場を考慮してもいいのではないか。バランスはうまく取れないのか。世の中大変厳しく、三、四日が限界かと思う。連続して10日間できる人の確保は厳しいのではないかと危惧する。

(委員長)

1週間のうち3日間ずつ4週間に分けて審理するのと、土日は休むが10日間連続して2週間で審理してしまうのとどちらがいいのか。それは今後の裁判所の課題だと考えている。

(委員)

個人的には1週間のうち3日間ずつの方が仕事と両立できると思う。

(委員長)

長期間にわたると記憶の保持が難しいという指摘もある。審理日程についてどちらをとるにしてもメリットとデメリットがある。

(委員)

事前に何日間かかるかスケジュールを決めてもらえば1週間から10日間程度なら対応できるのではないか。業種にもよるだろうが、日程が分断されるとかえって負担ではないか。事前に決まっていれば、連続してやった方がより効率的な審理ができるのではないか。

(委員)

補充裁判員を活用した例はあるのか。

(委員長)

前橋地裁では今のところない。全国的には途中で裁判員が解任され、補充裁判員が裁判員となった例はある。しかし、当初の予想より、数はずっと少ないようである。

(委員)

司法の場に一般国民の意見が反映されるというのは非常に画期的なことである。これまでは裁判の結果に関して、大きな事件は別として、あまり興味がなかった。専門家にお任せだった。このごろは、一般の人が参加して、どのように量刑が決まるのか非常に興味を持つようになった。特に若い人はそうだと思う。裁判員の中に、裁かれる者の将来、家族

に思いを致して判決を考える人がいる、というのはすばらしいこと。1人の人間の更生を頭の隅に置いて判決に臨む一般の方々がいるということは、ありがたく嬉しいことだと思う。一般の人が非常に興味を持っているので、裁判員制度によって裁かれた事件に関して、もっとマスコミに取り上げてもらうことで、若い人への法教育へ波及していけばいいと感じた。

(委員)

検察庁の資料は、組織として取り組んでいるという点ですごいと感じた。それが検察官の主張のわかりやすさに繋がっているのではないかと感じた。一方、弁護士会はいろいろ研修しているということだが、具体的にやっていることがあれば教えていただきたい。

(説明者)

弁護方針の基本の、事案ごとにどうやって争点を絞っていくのか、という核心の部分と、パワーポイントをはじめ、弁護の説明の仕方のような技術的な部分と、両方やっていこうという研究をしている。これには多くの弁護士の参加を呼びかけている。また、弁護人の複数選任をお願いし、若手とベテランを組ませ、バランスをとっていく。パワーポイントは使いこなせないが、話をさせると説得力ある話ができるというベテランも多い。当初はベテランに尻込みがあり、若手同士の組み合わせもあったため、わかりにくいという評価が出てしまった面もあると思う。最近、その組み合わせのバランスを重視している。

(委員)

裁判員の守秘義務の重さについて、実際に裁判員になった人にどのような説明をしているのか。また、守秘義務について感想を伺いたい。

(説明者)

裁判員の選任後、裁判員法39条の説明をして、その中で守秘義務の説明をしている。また、評議の始まる前や評議の後にも重ねて説明したりしている。

(委員)

守秘義務については、常識的に考えれば負担にならないのではないかと。裁判員経験者がマスコミのインタビューに答えてカメラの前に出たりするのを見る。それについては個人の自由で、どこまで話すか等個人できっちりやることなのだろうと思うが、少し違和感を感じる。もっとも、時間の経過と共に見ている方も出る方も慣れてくるのかなと思う。

(委員)

守秘義務の言葉の響きが強。裁判に出てきたものは全て言ってはいけないように感じる。言葉の重さが不安に繋がっているのではないかと。

(委員)

弁護士会が制度改良のため役立つようにしようという目的で、守秘義務の範囲について一定の条件付きの緩和を求めている。制度としてうまくいくようにやっていこうという目的のためには緩和するべきではないかと。

(委員長)

今後、いただいた貴重なご意見を参考にして制度を運営していきたいと思う。

6 次回テーマ及び期日

(委員長)

次回の地裁委員会には、不当利得返還請求訴訟を中心に民事手続を取り上げたいと考え

ている。開催日は、平成23年1月から2月の開催を予定し、追って連絡することとした
い。

以 上